

- 平成20年の学校保健法の一部改正により、学校保健安全法が成立（平成21年4月施行）。  
⇒改正法第3条において、国が、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定することを新たに規定。
- 平成24年（2012年）に「学校安全の取組の推進に関する計画」、平成29年（2017年）に「第2次学校安全の取組に関する計画」が閣議決定されている。いずれも計画期間は5年。

学校保健安全法改正  
(平成20年)

学校安全の推進に  
関する計画 (24年4月)  
(平成24~28年度)

第2次学校安全の推進に  
関する計画 (29年3月)  
(平成29~令和3年度)

## ●改正の趣旨

- 「学校保健法」を改称し学校保健と学校安全の両分野を規定する法律であることを明確化
- 学校保健とは別に学校安全に関する章を新設（第3章）
- 学校安全に関する条文**
  - 学校安全推進計画（3条）**
  - 学校安全計画の策定（27条）
  - 危機管理マニュアルの作成（29条）
  - 地域の関係機関との連携（30条）

## ●主要な項目

- 1 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題
- 2 学校安全を推進するための方策
  - 2-1 安全に関する教育の充実方策
  - 2-2 学校の施設及び設備の整備充実
  - 2-3 学校における安全に関する組織的取組の推進
  - 2-4 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進
- 3 方策の効果的な取組に必要な事項

## ●主要な項目

- 1 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題
- 2 今後の学校安全の推進の方向性
  - 2-1 目指すべき姿
  - 2-2 施策目標
- 3 学校安全を推進するための方策
  - 3-1 学校安全に関する組織的取組の推進
  - 3-2 安全に関する教育の充実方策
  - 3-3 学校の施設及び設備の整備充実
  - 3-4 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止
  - 3-5 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進